

監 査 報 告 書

公益財団法人日本消防協会
会 長 秋 本 敏 文 殿

平成30年5月21日

監 事 藤 田 隆

監 事 高 橋 康 徳

監 事 伊 藤 正 和

監 事 木 谷 正 芳

監 事 大 澤 俊 朗

私たちは、公益財団法人日本消防協会の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度における理事の職務の執行を監査しましたので、その方法及び結果について、次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 各監事は、理事及び事務局と意思疎通を図るとともに、理事会等に出席し、理事及び事務局からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、情報の収集及び監査の環境整備に努めました。以上の方法により、当該事業年度に係る事業報告について審査しました。
- (2) さらに、当該事業年度の決算に関して理事及び事務局から報告を求め、貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書並びに財産目録等について審査しました。

2. 監査意見

- (1) 事業報告は、法人の状況を正しく示しているものと認められます。また、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書並びに財産目録等は、法人の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認められます。

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 22 日

公益財団法人 日本消防協会

会長 秋本敏文 殿

エリプス公認会計士共同事務所

公認会計士 篠原 英雄

<財務諸表監査>

私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に準じて、公益財団法人日本消防協会の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの平成 29 年度の貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドラインⅠ－5（1）の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて、正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係わる期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜財産目録に対する意見＞

私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に基づき、公益財団法人日本消防協会の平成 30 年 3 月 31 日現在の平成 29 年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監査人の責任

私の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

財産目録に対する監査意見

私は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

利害関係

公益財団法人日本消防協会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上